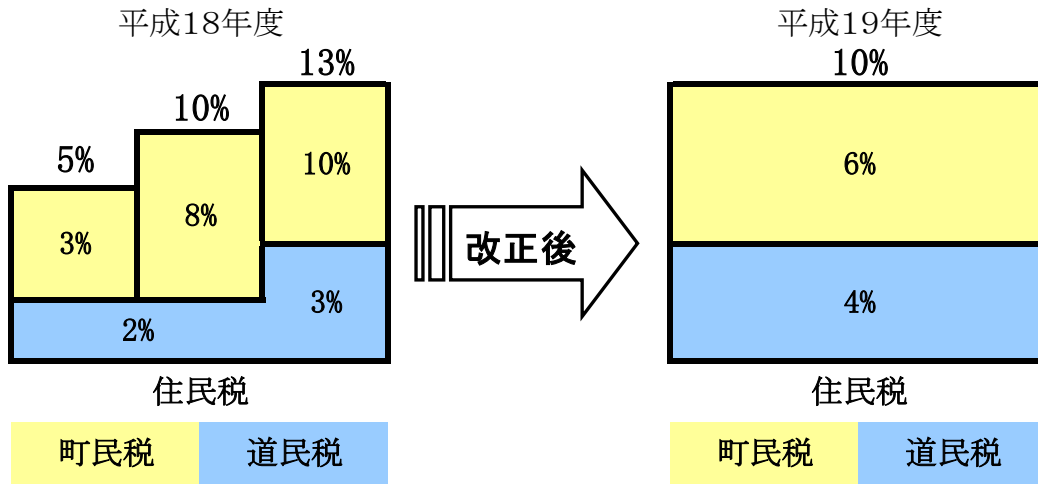


## ☆所得割の税率



○計算方法: (所得金額－所得控除金額) × 税率－税額控除

## ☆所得割の特例

退職所得の特例	退職手当などの支払者が、退職者に退職手当などを支払う際に、他の所得と分離して退職所得に対する税額を計算し、支払額からその税金を天引きして、これを町に納入することになっています。						
土地建物等の譲渡所得の課税の特例	<p>土地建物等を譲渡した場合の所得に対する住民税については、他の所得と分離して次のように課税されます。</p> <p>(1) 譲渡した年の1月1日において所有期間が5年を超える土地建物に係る譲渡所得(長期譲渡所得といいます。)</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="background-color: #ADD8E6;">特別控除後の譲渡益</td> <td style="background-color: #ADD8E6;">－</td> <td style="background-color: #ADD8E6;">5% (道民税2%・町民税3%)</td> </tr> </table> <p style="text-align: right;">で課税</p> <p>なお、優良住宅地等のための譲渡、一定の居住用財産の譲渡である場合には、別途課税の特例があります。</p> <p>(2) 譲渡した年の1月1日において所有期間が5年以下である土地建物等の譲渡に係る譲渡所得(短期譲渡所得といいます。)</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="background-color: #ADD8E6;">譲 渡 益</td> <td style="background-color: #ADD8E6;">－</td> <td style="background-color: #ADD8E6;">9% (道民税3.6%・町民税5.4%)</td> </tr> </table> <p style="text-align: right;">で課税</p>	特別控除後の譲渡益	－	5% (道民税2%・町民税3%)	譲 渡 益	－	9% (道民税3.6%・町民税5.4%)
特別控除後の譲渡益	－	5% (道民税2%・町民税3%)					
譲 渡 益	－	9% (道民税3.6%・町民税5.4%)					
株式等の譲渡所得の特例	道府県民税株式等譲渡所得割を徴収されていない株式等の譲渡所得については、他の所得と分離して、5% (道民税2%・町民税3%) の税率により課税されます。						
先物取引に係る雑所得等の特例	先物取引による所得で、一定のものについて他の所得と分離して5% (道民税2%・町民税3%) の税率により課税されます。						
その他の特例	<p>肉用牛の売却による所得の課税の特例</p> <p>特定の肉用牛についてはその売却による所得に対する税額が免除され、それ以外の肉用牛については売却価格の合計額を他の所得と分離して一定の税率により税額を計算するなどの特例を受けることができます。</p>						